

= 研修・講習会 =

令和8年度第1回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 5月11日（月）～22日（金）
2. 教習日程 事前説明会 6月11日（木） 15：00～
教習 6月23日（火）、24日（水）、25日（木）、26日（金）
3. 教習時間 9：00～17：00まで
4. 試問日 7月7日（火）
5. 教習受講資格
「指定自動車整備事業業務取扱要領」第17条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみ合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6カ月以上）の実務経験を有する者）であつて、次の各号の一に該当する者。
 - (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
 - (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
 - (3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者法令研修を受講していること
 - (4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者
6. 教習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂
7. 申請書類
 - (1) 申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）
 - (2) 写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
 - (3) はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
 - (4) 自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
 - (5) 一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類
8. 資料代 26,000円
※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
※ 令和7年度第1回、令和7年度第2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※ 詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催します。

試問合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 5月11日(月)～22日(金)
2. 講習日程 7月1日(水)、3日(金)、6日(月)
3. 講習時間 9:00～17:00
4. 講習場所 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂
5. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
6. 受講料 10,000円

令和7年度第2回自動車検査員教習試問結果について

自動車検査員教習試問が2月3日(火)に実施され、その結果は次のとおりでした。

申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
23	23	22	95.7

外国人自動車整備技能実習評価試験の報告について

(一社)山梨県自動車整備振興会にて外国人自動車整備技能実習評価試験が行われ、その結果は下記のとおりです。

実施日	専門級学科試験			専門級実技試験		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	受験者数	合格者数	合格率(%)
3月3日(火)	2	2	100	3	3	100

第146期技術講習所修了式の報告について

第146期技術講習所修了式を3月4日（水）に当会大講堂において行ない、2級ガソリン10名、3級ガソリン28名が修了されました。

関東運輸局山梨運輸支局長茂木様、首席陸運技術専門官市川様を来賓に迎え、村松教育委員長より、2級課程の秋山健さん、3級課程の天野拓郎さんが代表して修了証書を受け取りました。

また、講習生を代表し2級課程の花輪麗さんから答辞があり、講師へのお礼、登録試験に向けて修了生全員が合格するよう努力するとの意気込みを述べました。



令和7年度第2回自動車整備士技能登録試験について

標記登録試験が、3月22日（日）振興会研修センターにおいて実施されました。申請者数、受験者数は次のとおりでした。

種 目	申 請 者	受 験 者
一級小型（筆記）	12	12
二級ガソリン	36	36
二級ジーゼル	21	21
三級ガソリン	39	37
自動車車体	1	1
合 計	109	107

令和8年度自動車整備士試験実施計画について

		《自動車整備技能登録試験》	
		学科試験	実技試験
第 1 回	種 目	<ul style="list-style-type: none"> ・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級2輪 ・三級シャシ 	<ul style="list-style-type: none"> ・三級ガソリン ・三級ジーゼル ・自動車車体 <p style="text-align: center; color: red;">(学科試験合格者対象)</p>
	受 付 期 間	令和8年7月27日(月)～令和8年7月31日(金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 令和8年10月26日(月)～令和8年10月30日(金)	
	試 験 日	令和8年10月4日(日)	令和9年1月17日(日)
現行試験			
第 2 回	種 目	<ul style="list-style-type: none"> ・一級小型(筆記・口述) ・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級シャシ ・三級シャシ ・三級ガソリン 	<ul style="list-style-type: none"> ・三級ジーゼル ・三級2輪 ・自動車電気装置 ・自動車車体 <p style="text-align: center; color: red;">(学科試験合格者対象)</p>
	受 付 期 間	令和8年12月14日(月)～令和8年12月18日(金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 令和9年5月31日(月)～令和9年6月4日(金)	
	試 験 日	学科・筆記 令和9年3月14日(日) 口述(口述は1級のみ) 令和9年5月9日(日)	令和9年8月22日(日)
新試験			
種 目	<ul style="list-style-type: none"> ・二級自動車(総合)学科試験 ・三級自動車(総合)学科試験 ・三級自動車(二輪)学科試験 ・自動車電気・電子制御装置学科試験 ・自動車車体・電子制御装置学科試験 		
受 付 期 間	令和8年12月14日(月)～令和8年12月18日(金)		
試 験 日	令和9年3月14日(日)		

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記の予定で開催しますのでご案内します。講習日に変更が生じた際には、会報誌等を通じてお知らせします。

1. 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
6月9日（火）	4月27日（月）～5月18日（月）

※申込期間中、申請書類を窓口提出して申込をして下さい(FAX等で申込はできません)。

2. 時間割

	受付時間	講習時間
実 習	9：00～9：30	9：30～12：30
学 科	13：30～14：00	14：00～15：00
試 問	14：45～15：00	15：10～15：40
合格発表	16：00～	

3. 会 場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

4. 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官
山梨県自動車整備振興会技術講習所専任講師

5. 定 員 実習 25名 学科及び試問 50名（先着順、定員になり次第締め切りとします。）

6. 受講料

	受講料	資料代
学科	無料	500円
実習	2,500円	

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

7. 講習内容

実習 【3.0時間】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進安全技術の概要 ・ 先進安全技術の用いられるセンサー類等 ・ 電子制御装置整備に必要な重要事項 ・ センサー類のエーミング作業 等
学科 【1.0時間】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車特定整備事業について ・ 新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況 ・ 電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法 ・ 自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試問

8. 申請書類

(1) 受講申請書 1枚

(2) 受講票 1枚

【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】

(3) 写真2枚(縦4cm、横3cm)

(4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳

(5) 実習受講済みの方は、実習受講証

(6) 実習を受講する方は、実習申込書

(7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳

(学科(検査員研修等)を受講済みであることを証明するため)

9. 持ち物

(1) 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル)

(2) 消しゴム

(3) マーカーペン

(4) 資料をお持ちの方は『令和2年度又は令和3年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト(国土交通省自動車局整備課作成)』